

奈良県立大学インターンシップ実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）が実施するインターンシップ（本学が主体となり、本学学生を対象に行うインターンシップをいう。以下単に「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、企業等における就業体験を通じて、本学学生の主体的な職業選択意識と高い職業意識の育成及び専門教育における更なる学習意欲の醸成を図ることを目的とする。

(実施企業等の要件)

第3条 本学がインターンシップを実施する企業等（以下「実施企業等」という。）は、国若しくは地方公共団体の機関又は会社その他の法人等で次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- 一 目的をよく理解し、その目的達成のために本学と連携して効果的な実施が可能であること。
- 二 実施場所において、学生の安全が十分に確保されていること。
- 三 実施中に万一事故等が発生した場合において、学生に対して必要な配慮を行い、事後の対応が図れること。
- 四 実施において、関係する諸法令が遵守されていること。
- 五 その他本学が実施するにおいて相応しいと認められるものであること。

(参加学生の要件)

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。

- 一 学業に支障をきたさない者であること。
- 二 健康状態が良好であり、当該インターンシップを支障なく遂行できる者であること。
- 三 その他実施企業等において、インターンシップを適切に遂行できる者であること。

(実施時期)

第5条 インターンシップの実施時期は、参加学生の学業に支障をきたさない時期とする。

(協定の締結)

第6条 参加学生がインターンシップに参加する場合は、学長は実施企業等と協定を締結するものとする。

(参加申込み及び承認)

第7条 インターンシップに参加を希望する学生は、所属するゼミの担当教員（以下「担当教員」という。）の承認を得て、インターンシップ参加申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項による申込みが適当であると認める場合は、インターンシップ参加承認書（様式第2号）により承認するものとする。

(参加学生の決定)

第8条 実施企業等は、前条により学長より承認を与えられた者と必要に応じて面談を行い、参加学生を決定するものとする。

(事前指導)

第9条 参加学生は、インターンシップ参加前に本学が実施する事前指導を受けなければならない。

(保険の加入)

第10条 参加学生は、実習中の事故等により傷害を負った場合又は実施企業等若しくは第三者に損害を与えた場合に備え、参加学生は、インターンシップ参加前に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入するものとする。

(誓約書の提出)

第11条 参加学生及びその連帯保証人は、インターンシップ参加前に誓約書(様式第3号)を学長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 参加学生は、インターンシップを終了した場合はインターンシップ実施報告書(様式第4号)を作成し、速やかに担当教員を経て学長に提出しなければならない。

(評価書の提出)

第13条 実施企業等は、インターンシップが終了したときは参加学生の評価を行い、インターンシップ評価書(様式第5号)を学長に提出するものとする。

(経費の負担)

第14条 インターンシップの実施に係る費用は、原則として実施企業等において負担するものとする。
2 参加学生の実施企業等への交通費、宿泊費及び食費等の費用は、原則として参加学生において負担するものとする。

(庶務)

第15条 インターンシップに関する庶務は、キャリア・サポート室において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるものの他インターンシップの実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月14日より施行する。

(令和3年4月1日、一部改定)

協定書書式例

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と奈良県立大学（以下「乙」という。）は、甲における乙の学生の就業体験を通じて、乙の学生の主体的な職業選択意識と高い就業意識の育成及び専門教育への更なる学習意欲の醸成を図ることを目的としてインターンシップを実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、インターンシップに参加する乙の学生（以下「参加学生」という。）を甲に派遣し、甲は、インターンシップの趣旨をよく理解し、その目的達成のために乙と連携して参加学生に対して効果的なインターンシップを実施するものとする。

（参加学生の決定）

第2条 参加学生は、乙がインターンシップへの参加を承認した者と必要に応じて甲が面談を行い決定する。

（実施計画書の作成）

第3条 インターンシップ実施計画は、甲が事前に作成し、乙が確認する。必要に応じて、甲と乙は協議の上、実施内容や実施形態等を調整するものとする。

（実施条件）

- 第4条 甲は、インターンシップの実施にあたり、参加学生の指導者を選任し、参加学生への指導及び助言等を行うものとする。
- 2 甲は、実施場所において、参加学生の安全を十分確保するものとする。
 - 3 甲は、実施中に参加学生に万一事故等が発生した場合は、必要な配慮を行い、誠実に事後の対応を行うものとする。
 - 4 甲は、実施において関係する諸法令を遵守するものとする。

（事前指導）

第5条 乙は、インターンシップの実施前において、参加学生に対して社会人として必要な常識及びマナー等を身につけさせるための事前指導を行うものとする。

（保険の加入）

第6条 参加学生が実習中の事故等により傷害を負った場合又は甲若しくは第三者に損害を与えた場合に備え、乙は、参加学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入させるものとする。

（守秘義務の指導等）

- 第7条 乙は、参加学生に対して、インターンシップの実施により知り得た甲及びその顧客等関係者の情報を漏らしてはならないことを義務づけるものとする。
- 2 乙は、インターンシップの実施に伴い、知り得た前項の情報を漏らしてはならない。

（評価書の作成）

第8条 甲は、インターンシップが終了したときは、インターンシップ評価書を作成し、乙に提出するものとする。

(インターンシップの中止)

第9条 甲は、参加学生が次の各号に該当するときは、インターンシップを直ちに中止できるものとする。

- 一 参加学生がインターンシップを継続することにより甲の業務に支障が生ずると判断できるとき。
- 二 参加学生が甲の社会的信頼を損なう等の非違行為を行ったとき。
- 三 その他参加学生がインターンシップの目的を達成することが極めて困難であると判断したとき。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日までとする。

(雑則)

第11条 この協定に定める事項で疑義が生じたとき又はこの協定に定めるものの他必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市○○町○○番地
△△△△△△
代表 ○○ ○○ 印

乙 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学
学長 ○○ ○○ 印